

郡山市こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、多様な保育促進事業の実施について（平成29年4月17日雇児発0417第4号第八次改正こども家庭庁生育局長通知）及び郡山市こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業実施要綱（令和6年6月27日制定。以下「実施要綱」という。）に基づき、郡山市こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業（以下「事業」という。）を実施する者に対し、補助金を交付することに関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、会議費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、備品購入費、使用料、賃借料及び扶助費とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表第1の児童及び障がい児の区分に応じた基準額に、それぞれの総利用時間を乗じて得た額の合計額と補助対象経費の実支出額とを比較して、少ない額とする。

2 前項の補助金の額に、別表第2の減免の区分に応じた基準額に、それぞれの総利用時間を乗じて得た額の合計額（実施要綱第9条第2項の規定により利用料から減じた額に相当する額）を加算する。

3 前2項の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

4 第1項の障がい児として取り扱う児童は、実施要綱第3条第2項各号に掲げる児童とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は公募の際に市に提出した事業計画書とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第1号様式）とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は補助金の交付の申請額の積算根拠が確認できる資料とする。

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

(1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更

(2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から10日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支決算書（第2号様式）とし、その他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 郡山市こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業実績報告書（第3号様式）
- (2) 領収書その他の事業に要した経費の内容が確認できる書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定にする補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第9条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

児童の区分	基準額
児童	1人につき1時間当たり 850円
障がい児	1人につき1時間当たり 1,250円

別表第2（第3条関係）

減免の区分	基準額
生活保護世帯	1人につき1時間当たり 300円
市町村民税非課税世帯	1人につき1時間当たり 240円

令和 年 月 日

設置者名 _____

代表者名 _____

施設名 _____

令和 年度収支予算書
(郡山市こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業費補助金)

(歳入)

科目	金額 (円)	備考
郡山市こども誰でも通園制度事業費補助金		
施設負担額		
計		

(歳出)

科目	金額 (円)	備考
報酬		
給料		
職員手当等		
賃金		
共済費		
謝金		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
備品購入費		
使用料		
賃借料		
扶助費		
計		

令和 年 月 日

設置者名 _____

代表者名 _____

施設名 _____

令和 年度収支決算書
 （郡山市こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業費補助金）

（歳入）

科目	金額（円）	備考
郡山市こども誰でも通園制度事業費補助金		
施設負担額		
計		

（歳出）

科目	金額（円）	備考
報酬		
給料		
職員手当等		
賃金		
共済費		
謝金		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
備品購入費		
使用料		
賃借料		
扶助費		
計		

第3号様式（第7条関係）

郡山市こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業実績報告書

実施期間 年 月 ～ 年 月

施設名

1 利用児童数

	0歳	1歳	2歳	合計
延べ利用児童数				
うち障がい児数				
実利用児童数				
うち障がい児数				
親子通園実施実児童数				

2 利用時間数

	0歳	1歳	2歳	合計
利用時間総数				
うち障がい児利用時間数				

3 キャンセル時間数

	0歳	1歳	2歳	合計
キャンセル時間総数				
うち利用したとみなした時間数（障がい児以外）				
うち保護者が負担した時間数（障がい児以外）				
うち利用したとみなした時間数（障がい児）				
うち保護者が負担した時間数（障がい児）				

4 減免

	0歳	1歳	2歳	合計
生活保護世帯 利用実児童数				
生活保護世帯 利用時間数				
住民税非課税世帯 利用実児童数				
住民税非課税世帯 利用時間数				
合計				

5 利用券

利用者から回収した利用券の枚数	
利用者から回収できなかった利用券の枚数	
合計	

6 補助額（委託分）

基本分	
障がい児加算分	
キャンセルで利用したものとみなしたもの	
障がい児でキャンセルで利用したものとみなしたもの	
合計	

7 対象経費

補助対象経費実支出額	
------------	--

8 補助額判定

6と7を比較して少ない方	
--------------	--

9 補助額（減免補填分）

施設で設定している1時間当たりの利用料	
生活保護世帯	
住民税非課税世帯	
合計	

10 補助額計

8と9の合計	
--------	--

(千円未満切り捨て)